

海外観光客受入体制整備費助成事業の概要

この補助制度は、整備に着手する前の申請が必要です。

この補助制度のご活用を検討いただく際は、この資料等をご確認いただき、観光プロモーション課に、事前にお電話等によりお問い合わせいただきますようお願いいたします。

1 概要

海外観光客の受入体制の充実を図るため、鹿児島市内の宿泊施設、観光施設、飲食施設等が、外国語表記やWi-Fi等の整備を新たに実施する場合に、その費用の一部を助成します。

2 補助制度の内容

(1) 補助金の対象者

鹿児島市内に、宿泊施設、観光施設、飲食施設、土産品店、免税店、その他海外観光客が観光目的で利用できる施設を有する民間の企業等（商店街組織を含む）又は個人事業主のうち、納期の到来している市税の滞納がない者

※宿泊施設については、旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている施設が対象となります。

※飲食施設については、食品衛生法第52条第1項の規定により食品営業の許可を受けている施設が対象となります。

※免税店については、消費税法第8条の規定により、輸出物販販売場の許可を受けている施設が対象となります。

※補助対象の経費について、本市の他の補助制度による助成を受けている場合は、この補助制度の対象にはなりません。

(2) 補助金の金額

上限30万円

補助対象経費の1/2に相当する額以内

（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数金額は切り捨て）

※既にこの補助制度による助成を受けている場合は、上記の上限額から既に助成を受けた補助金額を控除した額となります。

(3) 補助対象の経費・補助の要件

案内表示等の作成に要する経費

- エレベーター、廊下、宿泊室等における案内表示等
- 利用案内冊子、メニュー表、パンフレット並びにリーフレット等
- 施設周辺のマップ等
- 指差し会話シート等
- ホームページ等

- 【補助の要件】・外国語で表記されていること。
・新たに整備するものであること。

公衆無線LAN環境の整備に要する経費

※ランニングコストは対象外です。

- 【補助の要件】・無料で無線LANサービスを提供すること。
・無線LANサービスが無料で利用できることを、施設内においてわかりやすく表示すること。
・新たに整備するものであること。

免税対応機器の導入に要する経費

※ランニングコストは対象外です。

- 【補助の要件】・申請時において税務署から免税店としての許可を受けていること又は同時に許可申請を行うこと。
・新たに整備するものであること。

クレジットカード等決済対応機器の導入に要する経費

※ランニングコストは対象外です。

- 【補助の要件】・新たに整備するものであること。

外国人対応のためのスタッフ研修に要する経費

【3年度新設】

※職員の人件費は対象外です。

- 【補助の要件】・海外観光客の受入体制の充実を図るためのスタッフ研修であること。
・新たに実施するものであること。

その他海外観光客の受入体制の整備に要する経費

※上記のほか、翻訳機器など、海外観光客の受入体制の整備を行う場合の経費について、個別の事案ごとに確認し、審査します。

※詳しくは、鹿児島市観光プロモーション課にお問い合わせください。

3 補助金の申請方法

(別紙のフローチャートをご参照ください。)

(1) 補助金の申請

事前の審査が必要です。

必ず、整備に着手する前に、次に掲げる書類をご提出ください。

提出いただいた書類をもとに、審査し、補助金の交付を決定します。

【提出書類】

- ① 補助金等交付申請書（事業計画書）（規則：様式第1）
- ② 収支予算書（様式は問いません。）
- ③ 見積書の写し（様式は問いません。）
- ④ デザイン図、設置箇所、サイズ、数量、表記する言語など作成する内容がわかるもの
（様式は問いません。仕様書や受注業者の企画書でも構いません。）
- ⑤ 補助金の申請日から過去3か月以内に発行された納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）
※ただし、市税の納付状況について調査することに同意する場合は、提出不要です。（別途、承諾書を提出）
- ⑥ 営業許可証の写し
※宿泊施設、飲食施設の場合のみ必要
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約・同意書（要綱：様式第1）
- ⑧ 団体の定款・規約、会員名簿等
※商店街組織の場合のみ必要

(2) 申請の時期

令和3年4月1日から令和4年1月31日まで

※ただし、令和4年2月28日までに、整備・受注業者への支払いを完了することが必要です。

(3) 提出先・提出方法

鹿児島市観光プロモーション課

郵送又は持参による提出（FAXは不可）

(4) 実績の報告

整備後、次に掲げる書類をご提出ください。

提出いただいた書類をもとに、審査し、補助金額の確定を行います。

【提出書類】

- ① 補助事業等実績報告書（事業実績書）（規則：様式第4）
- ② 収支決算書（様式は問いません。）
- ③ 経費明細書
- ④ 支出を証明する書類又はその写し
- ⑤ 整備後の写真など事業を完了したことを示すもの

(5) 補助金の請求

補助金額の確定の通知を受けた後、次に掲げる書類をご提出ください。

【提出書類】

- ① 補助金等交付請求書（規則：様式第6）

※請求者と振込口座名義人が異なる場合は、別途、振込依頼書が必要です。

4 お問い合わせ先・提出先

鹿児島市 観光プロモーション課 戦略係（本庁 みなと大通り別館3階）

TEL : 099-216-1510

FAX : 099-216-1320

E-mail : kankopromo@city.kagoshima.lg.jp

HP : <https://hp-cms.city.kagoshima.lg.jp/cms8341/kan-senryaku/shisei/joseijigyuu/29ukeiretaiseiseibihijokin.html>

（上記から各種様式のダウンロードが可能です。）

住所 : 〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

※別途Q&A集を作成しています。ご参照ください。